

県南広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年1月21日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 一関北上線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市前沢生母字田谷1番1地先から字竹の内14番2地先まで	新	B 50.5~9.1 m	m 1,654.6
奥州市前沢生母字吉ヶ沢6番1地先から字齋田37番1地先まで	旧	A 20.7~5.7	1,421.3
奥州市前沢生母字田谷1番1地先から字竹の内14番2地先まで		B 50.5~9.1	1,654.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 令和4年1月21日から同年2月21日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長坂東稲前沢線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市前沢生母字長根101番2地先から字下谷記23番6地先まで	新	B 50.5~11.4 m	m 761.0
奥州市前沢生母字荒谷23番1地先から54番6地先まで	旧	A 28.5~5.7	437.8
奥州市前沢生母字長根101番2地先から字下谷記23番6地先まで		B 50.5~11.4	761.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 令和4年1月21日から同年2月21日まで